

風土注進案 桜島村（県庁伝来旧藩記録4風土注進案220）

移動 ②

The road to 中世山口 ～周防国五社参詣編～

《はじめに》

明応6年(1497)4月16日、時の大内氏当主大内義興は、周防国の五社参詣を実施しました。

この場合の五社とは、玉祖神社(一宮。現防府市大崎)・出雲神社(二宮。現山口市徳地)・仁壁神社(三宮。現同市三の宮)・赤田神社(四宮。現同市吉敷)・朝田神社(五宮。現同市矢原)のことです。

義興一行は、玉祖神社を始めて、順に朝田神社までの間を移動し、それぞれ参詣しました。

この参詣はわずか1日で終わることができましたが、いったいどのくらいの時間と距離を要したのでしょうか。当時の記録から確認をしてみましょう。

《玉祖神社》

丑刻(午前1～3時)、一行は、玉祖神社に到着して参詣しました。ここでは、本社および数ヶ所の末社に巡拝しました。さ

らに神楽が行われ、大内氏から玉祖神社に神馬の奉納と百疋の寄進がなされました。

《出雲神社》

巳刻(午前9～11時)、一行は出雲神社に到着しました。ここでも神馬の奉納と神楽が行われました。

《仁壁神社》

午刻(午前11～午後1時)、一行はいったん仁保に立ち寄り、ここで一献が催されました。

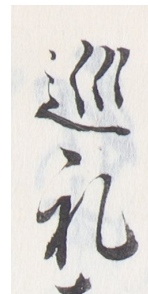
一行は、申刻(午後3～5時)に仁壁神社に着きました。ここでも、神馬の奉納と神楽が行われました。

《赤田神社》

仁壁神社と同刻に、一行は赤田神社を参詣し、神馬の奉納と神楽が行われました。

《朝田神社》

酉刻(午後5～7時)、赤田神社を離れ



巡礼の規則

大内家諸掟留書(毛利家文庫27諸家4)

「大内氏掟書」には、「巡礼者、当所之逗留可為五ヶ日、過五ヶ日者、不可許容事」という巡礼に関する法令が確認できます。

これは、大内氏が巡礼のための「当所」への滞在期間を五日以内と定めた内容で、さらに、これを過ぎるような滞在は不許可としています。

た一行は、朝田神社を参詣し、ここでも神馬の奉納と神楽が行われました。ここでは酒肴が振舞われ、義興の従者らは庭上で飲食しました。

《時間と距離》

ここまでのかかった時間を確認してみましょう。

最初の玉祖神社には午前1～3時に到着しており、つぎの出雲神社には午前9～11時に着いています。滞在と移動の時間配分ははっきりとしませんが、資料に記される時間から、出雲神社到着までには6時間ほどの時間を要したとみることができます。

出雲神社を出発した一行は、仁保を経由しています。仁保に着いたのは午前11時から午後1時の間ですから、この間の移動時間は1～2時間ほどだったとわかります。

仁壁神社に到着したのは午後3～5時とあり、仁保からの移動時間も1～2時間ほどとみられます。

赤田神社には「同刻」に到着とありますので、仁壁神社からの移動は1時間程度と考えられます。

最後の朝田神社には、午後5～7時に着いており、赤田神社から1時間弱の移動であったとみられます。

玉祖神社到着を午前1時とみて、朝田神社に午後7時到着とみると、五社参詣は約18時間におよぶ行程ということになります。

そしてその距離は、「今日路次行程及十七八里」と記されています。つまり、今回の五社参詣は約70kmの移動となりました。

《おわりに》

昔の人びとがいかに健脚であったとしても、この距離を一日で移動するにはたいへんだったようです。資料には、「各辛勞御憐察之故也」とねぎらいの言葉が載せられているように、やはり体力を消耗する旅だったといえるでしょう。

そうしたきつい行程であったからか、一行は疲労と達成感を共有し、「上和下睦之砌万民之快樂、可謂此節者乎」（上の者が平和であれば下の者も睦まじくなり、万民は幸せに暮らすことができるようになるというが、こういうことをいうのだろう）と感想までしたためられました。

旅が終わって、この文書を記す4月19日までに、北部九州をめぐる大内氏と争っていた少弐政資とその一類が退治された旨の報告が大内氏に届けられました。大内氏はこれを「一段神慮感応」と、さっそく参詣の効果が表れたと大いに喜びました。

今回の義興の五社参詣は、義興の信仰心に基いて行われたと同時に、義興が家督を相続して約2年後と間もない時期であったことから、新当主のお披露目の機会として国内主要五社をめぐるというパレード的な側面もあったものとも考えられます。

実際、この参詣をみるために民衆が群集したとされているので、大内氏は、五社参詣をお忍び的に計画・実施せず、領国に新大内氏当主である義興の存在を印象付けることをねらったものとみられます。

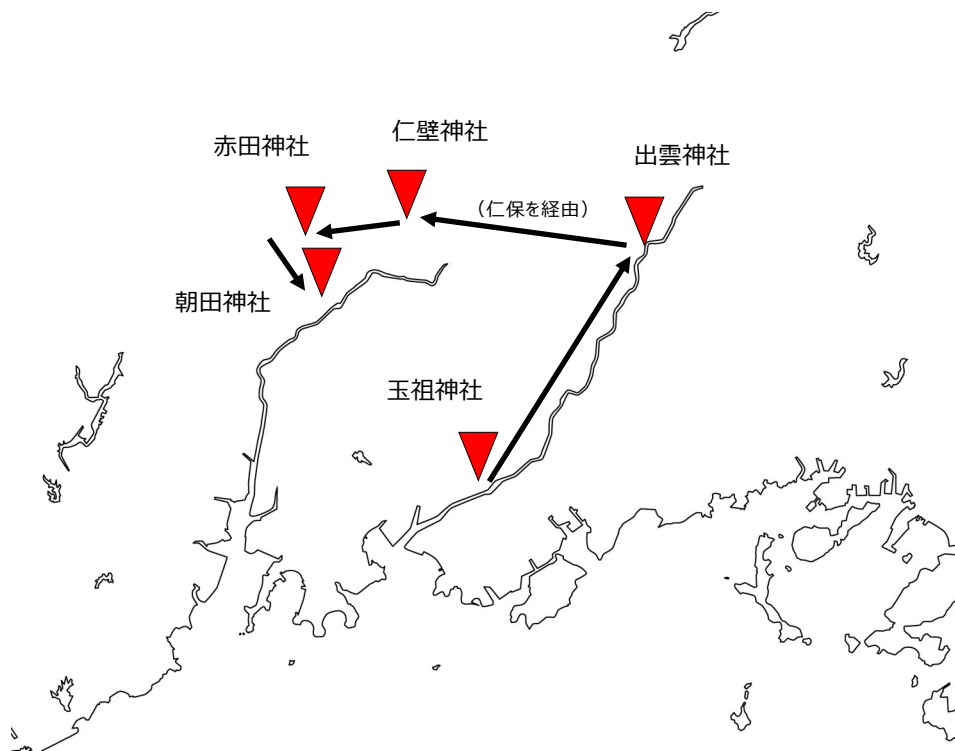


図 大内義興の五社参詣ルート